



NEWS LETTER



NO

52

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316 FAX: 086-230-6880

ホームページ: <http://okayama-con.net>

Eメール: npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp

2020年8月発行

消費者ネットおかやま第13回総会を開催しました。

6月6日(土) 13時00分よりオルガホールにて、第13回総会を開催しました。

今回の総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面出席と委任出席を中心に、会員の実出席を絞り3密を避けました。内閣府通達による本人確認などの要件を満たしていることを確認した上で、zoomによるオンライン出席を認める総会として開催しました。

出席者数 実出席 23名 (会場出席 18名、オンライン出席 5名)
書面出席 37名、委任出席 15名、 合計 75名

(正会員 117人の内、出席率 64.1%)

司会の平田真也理事から開会時の出席状況と定款に基づき成立していることの報告があった後、議長に正会員の大林健太氏が選任され議事に入りました。

最初に、河田英正理事長より、法人設立13回目の総会になること、去年は、特定適格消費者団体をめざす検討チームを立ち上げ検討に着手したことや、特定適格消費者団体をめざすには通常の活動の充実が求められるので、さらに充実させるべく努力をしていきたい、積極的な関与と充実した審議をお願いしたいとの開会挨拶がありました。

今回は、来賓出席を控えたこともあり、岡山県県民生活部くらし安全安心課課長の倉森隆氏と岡山県消費生活センターの上野和也所長よりメッセージをいただきました。続いて、大賀事務局長から、第1号議案から第3号議案まで一括して提案がありました。

- | | |
|-------|----------------|
| 第1号議案 | 2019年度事業報告承認の件 |
| 第2号議案 | 2019年度決算承認の件 |
| 第3号議案 | 役員補充選任の件 |

事業報告として、新型コロナウイルス感染症の影響で見守りカアップ講座の3講座が中止となったことや新年度の契約が遅れる等の影響があること、岡山市の消費者教育担い手育成講座が受託でき、会員の協力により実施できたこと、岡山県議会へ「地方消費者行政に対する国の財政措置に係る意見書」を提出、ワークショップの実施、岡山県県民生活部くらし安全安心課・岡山県消費生活センターとの定期協議も徐々に充実してきたこと、差止請求関係業務は、問合せ・照会1件、申入れ19件、差止請求3件を行ったこと、当団体2件目の訴訟を(株)インシップに対し提訴し、7月28日に初回期日があること、会費納入者は104名で消費者庁のガイドライン基準は満たしているが、引続き会費の納入と寄付を募りたいことなどの報告がありました。第2号議案と第3号議案の提案および報告事項として、2020年度事業計画と活動予算の報告があった後、上甲監事より、業務が法令や定款に基づき適正に執行されているとともに会計処理が適正にされていることなどの監査報告が行われました。



その後の討議では、検討委員会で情報提供が増えていることから、人的および訴訟費用の不足を懸念する意見が出され、事務局からスマイル基金の助成申請の予定などの報告がありました。

最後に採決に入り、全議案が賛成多数で可決、報告事項が承認され、総会が終了しました。採決は、会場とオンラインとで行われました。



終了後、第1回理事会が開催され、2020年度の三役体制と代表理事が以下のとおり、議決されました。

役職	氏名	職名	代表理事
理事長	河田 英正	弁護士	代表理事
副理事長	吉岡 伸一	大学教授	代表理事
副理事長	大山 知康	弁護士	
事務局長	大賀 宗夫	司法書士	

7月28日(火)インシップ訴訟第一回期日が終了し、 記者会見を行いました。



7月28日(火)岡山地方裁判所100号法廷で、インシップ訴訟の第一回口頭弁論期日が開催されました。(株)インシップは、栄養補助食品製造・通信販売事業者で、新聞広告を行っていません。

今回訴訟の発端は、2018年11月7日毎日新聞に「インシップのノコギリヤシエキス」広告が掲載され、「夜中

に何度も…」イラスト「中高年男性のスッキリしない悩みに!」「飲んでみたら、早めにスッキリした」体験談で、頻尿改善効果がある印象を与えるとの消費者からの情報提供でした。国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所のデータベースには、「前立腺肥大症に対する作用など、一部にヒトの有効性が示唆されていたが、現時点では効果がないことが示唆されている」とあり、ノコギリヤシエキスに、頻尿改善効果があることを示す根拠は脆弱です。新聞広告は景品表示法5条1号の優良誤認表示に当たり、表示の差し止めを求めています。

(株)インシップに対し2019年7月12日に申入書を送付しましたが、「受取拒絶」で返却、7月31日再送するも再度「受取拒絶」で返却されました。11月19日送付の事前請求書も「受取拒絶」を受けましたので、誠実に対応を頂けないと判断し提訴に至りました。次回は弁論準備手続で9月28日(月)です。

記者会見では、適格消費者団体の差止訴訟はその後の消費者被害防止につながることを説明しました。読売新聞社・山陽新聞社・TVせとうちが参加し、TVせとうちの夕方のニュースで報道されました。

2020年度 主な事業者への差止め・申入れ・照会活動

事業者名、時期	申入れ、差止め等の内容	経過・結果
県内 金融機関 2019/1/16～4社 継続中	カードローン契約約款に相続開始による期限の利益喪失の条項が、民法規定を超えて消費者に一方的に不利益な条項と判断し、県内本店がある金融機関に質問書を送り、契約書面の提供を受けました。独自ローン商品がある備前信用金庫・水島信用金庫・笠岡信用組合・吉備信用金庫・全日信販に7/11改善の申入れし、7/12「契約約款改善申入れ」を7債務保証会社に行っています。	継続中。 ジャック、オイトコーポレーション、全国しんくみ保証、しんきん保証基金から約款改善連絡 終了
県内 自動車学校 2019/1/17～1社 継続中	自動車学校の入校契約成立後の消費者都合による契約取消しの場合のキャンセル料が、事業者が被る平均的損害を超える疑いがあり、県内すべての自動車学校から資料を取り寄せ検討した結果、1社を除いて問題なしとしました。 回答が無かった自動車学校へは41条事前請求書を送付したところ、キャンセル料の根拠となる一部の資料が送られてきました。残り資料の送付を待っています。	勝英自動車学校(倉敷マスカット自動車学校)継続中
「駿楽」新聞広告 (株)元気堂本舗 2019/3/15～ 2020/7/16 終了	ひざの関節痛に効くと謳う機能性表示食品「駿楽」の新聞広告での「非変性Ⅱ型コラーゲン」の効能表現が、景表法の優良誤認表示に該当すると判断し、効能表現根拠等を3/15に問合わせました。届いた食品雑誌の要約は健康な壮年者に対する実験2つを組み合わせたもので、膝関節に問題を抱える高齢者対象の広告根拠としては問題があり、4/3事前請求書を送付しました。 4/28指摘した新聞広告は一切掲載していないとの回答がありました。他の広告媒体においても同様の広告があれば改めて申し入れをすることとし、終了としました。	新聞広告の不掲載を確認し、終了文を送付した。
(株)インシップ 2019/7/12 申入書受取拒絶 /7/26 申入書再送受取拒絶 /11/19 事前請求書受取拒絶 2020/2/19 岡山地裁 提訴	ノコギリヤシエキス使用健康食品の新聞全面広告「中高年男性のすっきりしない悩みに」に対し、景表法5条1号の優良誤認表示にあたるのではないかと申し入れを行った。申入書を2回、事前請求書を1回内容証明で送付したが受取拒否を受けた。2/19岡山地裁に訴状を提出し、7/28第一回期日は。相手方欠席、擬制陳述で終了。	訴訟 継続中
(株)GRACE 2020/1/16～継続中	インターネットサイト健康食品を販売事業者。定期購入の解約・休止連絡方法を電話のみとしているが、「電話が全くつながらない、解約を申し入れたのに商品・請求書が送られてきた」との情報提供がありました。消契法10条違反の疑義により問合書を送付しています。	継続中
(株)メディビューティ LACOCO 2020/4/8～継続中	脱毛ビューティサロン全国展開事業者。「月額3000円(初回0円)まるっと全身脱毛を6ヶ月で」のHP広告を見て来店したところ3300円、36回払い総額118800円の説明を受けたとの情報提供があり、表示を根拠づける資料の提供を求め質問書を送付したところ、電話で回答があった。文書での回答を求め、対応検討中	継続中

表中は法律名を略して記述しています。

消契法=消費者契約法、景表法=不当景品類及び不当表示防止法、特商法=特定商取引法 です。

岡山県の委託事業 見守り力アップ講座を募集中！

地域の見守り活動の役割のひとつに消費者被害の未然防止があります。多発する悪質で巧妙な高齢者等への消費者被害を防ぐためには、地域で見守り活動を進めている皆さんや高齢者等に日常的に接している皆さんが、必要な情報や知識を身に付けることが求められています。そのため、高齢者等の見守り力を向上させる「見守り力アップ講座」を開催しています。

この講座は、最新の消費者被害に関する情報や見守り活動のポイント、困った時の対処方法などを中心に学ぶもので、普段の活動や仕事で高齢者等に接している地域の団体や福祉関係の団体の皆さんに積極的に応募いただいて、みんなで「見守り力」を高めましょう。

みなさんの周りで、開催希望があれば、早めにお申込みをお願いします。

河田理事長の私的消費者問題史 (5)

豊田商事事件 (中)

高齢者をターゲットに執拗な勧誘をし、破綻することが必然の豊田商法は、昭和59年春頃には岡山でも被害相談が多く寄せられるようになっていた。消費生活センターへの苦情申立に対しては、管理部社員と称するスーツ姿の社員が丁寧に対応し、問題の顕在化を防いでいた。純金ファミリー契約の解約に至るときは30パーセントの解約金を取っていたのだから、解約してもボロもうけであった。全国各地では全国先物取引被害研究会のメンバーが中心となって被害回復のための活動を行い、情報交換をしていた。岡山でも、全国と情報交換をしながら弁護士グループが純金ファミリー契約の無効、勧誘方法が公序良俗に反する等を理由として、全額の返還に加えて慰謝料も請求するなどして豊田商法による被害回復と違法な商法であることを法的にも明らかにする訴訟提起もなされた。当初のうちは和解金は一括で支払われていたが、それが分割支払いとなり、やがて訴訟提起に至らなければ、和解ができなくなり、ついには、判決がでてでもその支払いが遅れ、差し押さえに至る事案まででできた。昭和60年5月頃の出来事であった。

豊田商事系の新聞「海外タイムス」に被害救済にあたる弁護士を「消費者を食いものにするマルキン弁護士」などと中傷する記事を掲載して攻撃してきた。私も「豪華マンションに住むマルキン弁護士」などと書かれ、私が住むマンションは、今のトマト銀行本店のビルの写真が掲載されていた。被害回復をしてもその支払い原資は新しい契約者からの支払いである。和解金の支払いにも窮している状況が明らかになってきていた。もはや、被害回復よりも、これ以上被害を増加させないように破産の申立しかないのではないかの議論がされるようになった。被害救済が使命である弁護士にとってはなかなか超えがたい議論であった。そうしたころ、問題は思わぬ出来事で終末へと向かった。

《 活動 MEMO 》 7月31日 消費者庁長官と消費者契約に関する検討委員会の座長宛に
『消費者契約に関する検討会の方向性についての意見書(主として「平均的な損害の額」
の立証負担の軽減について)』を全国の適格消費者団体15団体連名で提出しました。